

税金 税金の「今」
がわかる!
トレンド! ZEIKIN TREND

▶ **令和4年4月から
成人年齢が18歳に**

成人年齢引下げに伴う課税への影響



明治時代から約140年間、日本での成年年齢は20歳と民法で定められてきましたが、民法が改正され、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。これにより、2022年4月1日に18歳の方及び19歳の方が新たに成人となりましたが、課税への影響はあるのでしょうか。主な変更点についてご説明いたします。

1 成人年齢の引下げの概要

① **新成人となる日** 生年月日によって、新成人となる日が、次のようになります。

生年月日	新成人となる日	成年年齢
2002年4月1日以前生まれ	20歳の誕生日	20歳
2002年4月2日～2003年4月1日生まれ	2022年4月1日	19歳
2003年4月2日～2004年4月1日生まれ	2022年4月1日	18歳
2004年4月2日以降生まれ	18歳の誕生日	18歳



② 18歳と20歳で何が違う?

成年に達すると、親の同意を得なくても、自分の意思で様々な契約ができるようになります。一方、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、競馬などの公営競技に関する年齢制限は、これまでと変わらず20歳です。健康面への影響や非行防止、青少年保護等の観点から、現状維持となっています。

18歳になったら できること

- 親の同意が無くても契約が可能
例) 携帯電話の契約/ローンの締結/クレジットカードの作成/賃貸契約 など
- 10年有効のパスポート取得
- 公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格取得
- 結婚 ※女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。
- 性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けることが可能
- 普通運転免許の取得 (従来通り)

20歳になったら できること

- 飲酒 ● 喫煙
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券などの購入
- 養子を迎える ● 大型・中型自動車運転免許の取得

2 相続税への影響

未成年者控除

相続人が未成年者のとき、相続税の額から一定の金額を差し引く制度ですが、成年年齢の改正に伴い、相続や遺贈で財産を取得したときに18歳未満か否かで判定します。

改正前 未成年者控除額 = (20歳 - 相続発生時の未成年者の年齢※) × 10万円

改正後 未成年者控除額 = (18歳 - 相続発生時の未成年者の年齢※) × 10万円

※年齢の1年未満は切り捨てします。(例) 年齢が15歳9か月の場合⇒15歳

3 贈与税への影響

相続時精算課税適用者の特例

相続時精算課税の制度は、60歳以上の父母または祖父母から子や孫に贈与したときに選択できる制度で、受贈者である子や孫の年齢が成年年齢の改正に伴い18歳以上となりました。

改正前 贈与された年の1月1日時点で20歳以上

改正後 贈与された年の1月1日時点で18歳以上

直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例

贈与税の暦年課税では、一般贈与(一般税率)と特例贈与(特例税率)があり、父母や祖父母から子や孫に贈与した場合に用いるのが特例贈与(特例税率)で、それ以外の贈与は一般贈与(一般税率)となります。特例贈与(特例税率)は、受贈者である子や孫が贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の場合のみ適用できます。

改正前 贈与された年の1月1日時点で20歳以上

改正後 贈与された年の1月1日時点で18歳以上

事業承継税制

事業承継税制は、後継者である受贈者・相続人等が、非上場会社の株式や事業用資産を贈与又は相続等により取得した場合において、一定の要件のもと、その納税を猶予し、後継者の死亡等により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

後継者である受贈者は成年であることが要件とされており、成年年齢の改正に伴い18歳以上となりました。

4 個人住民税への影響

個人住民税は、未成年者も所得があれば納税しなければなりません。未婚の未成年者で前年の合計所得金額が135万円以下(給与収入のみの場合は、給与の収入が2,043,999円以下)であれば住民税が非課税となります。

成年年齢の改正により、この非課税要件が原則として18歳未満が要件となります。ただし、自治体によっては、来年度も従来通り20歳を要件とするところや今後の取扱いが決まっていないとする自治体があるようですので、詳細はお住まいの市町村でご確認ください。

(参考) 令和4年度分は、平成14年1月3日以降生まれの方が未成年として取り扱われます。